

福島県国民健康保険団体連合会理事会議事録

令和8年7月16日、次により福島県国民健康保険団体連合会の理事会が開催された。

- 1 日 時 令和8年7月16日（木） 午後1時25分より
午後2時52分まで
- 2 場 所 福島市太田町13-53 ホテル福島グリーンパレス 2階「瑞光（東の間）」
- 3 出席者 役 員 18名（出席理事7名、書面出席理事10名、監事1名）
事務局長 8名（参与兼事務局長・事務局次長・事務局参事・課長）
計 26名 ※別紙参照

4 会議の目的事項

[議決事項]

議案第1号 令和7年度事業報告について

議案第2号 令和7年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について

- 1 一般会計
- 2 診療報酬審査支払特別会計
 - A 業務勘定
 - B 国民健康保険診療報酬支払勘定
 - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
 - D 出産育児一時金等に関する支払勘定
 - E 抗体検査等費用に関する支払勘定
- 3 後期高齢者医療事業関係業務特別会計
 - A 業務勘定（後期高齢）
 - B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
 - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）
- 4 国保基金特別会計
- 5 介護保険事業関係業務特別会計
 - A 業務勘定（介護）
 - B 介護給付費等支払勘定
 - C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）
- 6 障害者総合支援法関係業務等特別会計
 - A 業務勘定（障害者総合支援）

- B 障害介護給付費等支払勘定
- 7 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
 - A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
 - B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
- 8 妊婦健康診査委託料支払特別会計
- 9 レセプト点検業務特別会計
- 10 職員退職金特別会計
- 11 令和7年度末財産目録
- ◎ 監査報告
- 議案第3号 令和8年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 議案第4号 令和8年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
 - A 業務勘定
- 議案第5号 令和8年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
 - A 業務勘定（後期高齢）
- 議案第6号 令和8年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
 - A 業務勘定（介護）
- 議案第7号 令和8年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
 - A 業務勘定（障害者総合支援）
- 議案第8号 令和8年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
 - A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
- 議案第9号 令和8年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 議案第10号 令和8年度職員退職金特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 議案第11号 令和8年度予防接種法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
 - A 業務勘定（予防接種）
- 議案第12号 規則及び規程の一部改正について
- 議案第13号 国保総合システム等各種基幹システム運用業務委託企業選定に係る指名競争入札の実施について
- 議案第14号 介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システム運用業務委託企業選定に係る指名競争入札の実施について
- 議案第15号 通常総会の開催について
- [その他]

5 会議の状況と顛末

(1) 開 会 (午後 1 時 25 分)

司会が、開会する旨宣した。

(2) 挨拶

三保会長が次のとおり開会の挨拶を行った。

本日は何かと御多用の中にもかかわらず、福島県国民健康保険団体連合会理事会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日ごろ、国保連合会の運営にあたりまして、格別の御理解と御協力をいただき、重ねて感謝を申し上げる次第であります。

さて、国民健康保険を取り巻く環境は、被保険者数の減少や急速な高齢化の進展により、依然として厳しい状況が続いております。そのような中、今年 5 月に「健康保険法等の一部を改正する法律」が可決され、高額療養費制度の見直しや後期高齢者医療における金融所得の保険料等への勘案など、持続可能な医療保険制度の実現に向けて、世代間や世代内での負担の公平性を確保するための取組が順次実施されることとなります。本会においても改正内容を十分に把握したうえで、適切に対応してまいります。

続いて、直近の本会の状況ですが、医療DX推進のひとつとして進められている予防接種事務デジタル化への対応として、保険者からの委託を受けて実施する請求支払業務について、保険者との情報連携や運用テストの検討など、円滑に業務を開始できるよう準備を進めております。

また、自治体の人材不足が進む中、自治体の事務負担軽減に向け、国において「国保連合会の役割を強化・活用した自治体支援の在り方」の検討が行われております。今年 3 月には中間取りまとめが示され、連合会での業務受託拡大に向け、今後具体的な検討が進んでまいります。福島県を含め保険者との連携を強化し、今後の動向を注視してまいります。

今後とも質の高い保険者サービスの提供と、透明で健全な事業運営により、満足され、信頼される、本会の役割と責任を果たしてまいり所存でございますので、皆様におかれましては、本会に対する引き続きの御支援と御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本日の理事会は、令和 7 年度の事業報告並びに決算が主な議題となっております。慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会のあいさつといたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

出席者報告

理事数：17 名

出席者：7 名

書面による出席者：10 名

(3) 議 事

三保会長が議長となり、議事に入った。

[議 決 事 項]

議案第 1 号 令和 7 年度事業報告について

議案第 2 号 令和 7 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について

ア. 議長が議案第 1 号及び議案第 2 号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第 1 号について次のとおり説明を行った。

事務局長でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第 1 号 「令和 7 年度 事業報告」について御説明申し上げます。お手元の議案第 1 号の 1 ページを御覧ください。

はじめに、第 1、一般状況でございます。「1 役員」の状況は令和 8 年 3 月 31 日現在のものございまして、常務理事につきましては、林前常務理事が、令和 8 年 2 月に他界されたため、記載のとおりとしております。「2 事務局の状況」の (1) 事務局組織及び (2) 正規職員数につきましては、記載のとおりでございます。

2 ページを御覧ください。「3 機関会議の開催」でございますが (1) の総会は 2 回、(2) の理事会は書面表決理事会を含め 6 回開催し、3 ページの下段にございます、(3) の決算監査は 1 回開催しております。議事につきましては、2 ページから 3 ページに記載のとおりでございます。

次に、4 ページの本会主業務である審査支払の状況を御覧ください。

はじめに、(1) の国民健康保険の審査支払状況のアにございます、審査状況の決定の件数を御覧いただきますと、前年度より約 30 万件少ない 620 万件でございます。また、イの支払状況の支払額とは医療機関等への支払額でございまして、前年度より約 39 億円少ない 1,234 億円でございます。これらの減少傾向は、前年に引き続き、被保険者数が減少している影響とみられまして、令和 7 年度に各保険者から報告いただきました被保険者数の集計では、1 年間で約 1 万 2 千人、減少いたしております。ここ 5 年間では約 7 万人、減少いたしております。

次に、(2) の後期高齢者医療のア審査状況の決定件数は、前年度より約 18 万件増の 888 万件であり、イの支払状況の医療機関等への支払額は前年度より約 67 億円増の 2,481 億円でございます。後期高齢者はこの 1 年間で 7,300 人ほど増加しておりまして、5 年前と比べますと約 3 万人増加しております。

また、(3) の介護給付費のアの決定件数は前年度より約 5 万件増えております。イの支払額は前年度より約 16 億円増の 1,854 億円でございまして、(1) の国民健康保険の支払額を 620 億円ほど超えております。

さらに、(4) のアの障害介護給付費は前年度より約 25 億円、イの障害児給付費も約 11 億円支払額が増加しております。介護・障害ともに毎年増え続けている状況でございます。

続きまして、5 ページを御覧ください。本会では「第 3 次中期経営計画」にて定めております 3 つの基本方針のもと、毎年度、重点事業及び基本事業を実施いたしております。その

中で、第2に記載の重点事業について主なものを御説明いたします。

はじめに、中期経営計画の基本方針の1つ目でございます、1の「保険者事業運営の支援」では、(1)、(2)と2つの事業を実施いたしております。特に(2)の健診受診率・保健指導実施率の水準と保健指導の質の向上への支援では、アの第3期データヘルス計画のPDCA取組に対する継続的支援をはじめ、6つの取り組みを実施いたしております。その中で、ウを御覧ください。この人材育成事業については、7年度、新たに福島県の委託事業となっております。それに伴い、それまでの階層別研修を目的別研修と見直しております。

6ページを御覧ください。研修内容も、保健指導の質の向上のための基礎及び実践研修、そのほか、管理職向けの研修、健診実施機関向けの研修など、幅広く実施いたしております。

次に、オとカを御覧ください。こちらは、住民への保健指導などのために保険者に御利用いただいているKDBシステムに関することでございます。オのデータ活用事例集は、保険者からのシステム利活用に関する問い合わせをもとに、様々なデータ抽出の作業手順などを記載したものでございます。各保険者で利活用の参考となるよう、令和7年度は2回提供いたしております。また、利活用においては、各保険者の担当者のデータ抽出にかかる作業の負担や人事異動によりノウハウや経験の維持が困難であるなどの課題もございます。それらの解決に向けて、カにございますKDBシステムを補完するためのシステムについて調査を実施いたしております。システム利活用研究会にて機能等の説明を行いながら、保険者への導入に係るアンケートも実施いたしまして、その結果では、「福島県の標準システム」として導入してほしいとの希望が多く、今後、福島県と連携し引き続き協議していくこととしております。

次に、下段でございます、基本方針の2つ目「新たなニーズ・課題への取り組み」では(1)の柔道整復療養費の適正化を含め4事業を実施いたしております。その中で、7ページの(2)保険者事務の標準化・効率化に向けた支援を御覧ください。

アの国民健康保険毎月事業状況報告書は、保険者が福島県へ提出する報告書でございます。その作成に必要なデータの提供を令和8年2月から開始し、49市町村より御依頼をいただいております。また、ウの国保トップセミナーでは、記載にありますとおり、厚生労働省唐木国民健康保険課長及び、気象予報士の天達氏による講演を開催いたしております。8ページを御覧ください。

エの国保地区部会別保険者意見交換会は、他の保険者の業務処理方法などを参考にしたい、情報交換したいと、各保険者の担当者の方々から御要望をいただき、「近隣の保険者で意見交換を行える場」として、令和7年度、初めて開催いたしました。県内の地区ごとに、実務担当者が集まり、業務の課題解決に向けた意見交換や情報共有などを行っていただいたところでございます。

また、ページ下段の(4)ケアプラン点検に対する支援を御覧ください。アの、ケアプラン点検支援事業でございますが、介護を受ける方のサービスや運動などについて、ケアマネジャーが立てる利用計画が、ケアプランでございます。そのケアプランが介護を受ける方の状態等に合っているものかを確認することがケアプラン点検でございます。現在、各市町

村で行うこととなっております。その点検に係る支援とイに記載のケアプラン点検に必要な情報を取りまとめた帳票の提供につきまして、どちらも7年度より新規事業として実施いたしております。支援につきましては28市町村より御依頼をいただいております。

続きまして、9ページを御覧ください。基本方針の3つ目となります、3の「健全で効率的な組織運営への取り組み」では2つの事業を実施いたしております。(1)職員の資質向上及び人材育成のA人材育成方針の策定では、人材育成計画等に加え、組織力の強化・有能な人材の確保に向けて、現職員の特性や組織の現状と課題について、把握・分析する方法などの検討も進めております。

また、(2)の庶務関連業務を中心とした業務効率化の推進といたしましては、イの紙ベースの業務の見直しのほか、次の10ページとなりますが、ウに記載のペーパーレス化に向け、タブレット端末へ試験的にペーパーレス会議システムの導入などを実施いたしております。

以上、只今御説明いたしました以外の重点事業については、それぞれ記載のとおり実施いたしております。

11ページを御覧ください。ここからは、重点事業以外の基本事業につきまして、基本方針毎に記載しております。お時間の関係上、説明は割愛させていただきますが、これらの事業についても適正かつ確実に実施いたしております。

次に、ページ飛びますが、35ページを御覧ください。別添として、先ほど御説明いたしました、1の一般状況の4、審査支払の状況の詳細を記載しております。後程御覧いただければと存じます。

以上、議案第1号について御説明いたしました。御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第2号 令和7年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきまして総務課長より御説明申し上げます。

ウ. 事務局次長兼総務課長が議案第2号について次のとおり説明を行った。

事務局次長兼総務課長でございます。よろしくお願いいたします。

令和7年度 歳入歳出決算につきまして、ポイントをまとめた説明資料①を用いて御説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページを御覧願います。1、令和7年度各会計歳入歳出決算でございます。まず、資料中央の表1を御覧いただきたいと思います。本会の会計は上から一般会計、診療報酬審査支払特別会計など9つの特別会計、特別会計はさらに15の勘定に分けて経理しておりまして、それぞれの歳入・歳出の合計、差引残額をまとめております。最終的な合計、決算額を表の上に大きく記載をしておりますが、歳入合計決算額は6,183億6,951万7,968円、歳出合計決算額は6,180億9,567万2,241円。歳入・歳出とも前年度比で101.28%、78億円ほどの増で決算をいたしました。

表の下に、歳入歳出決算の状況として記載をいたしました。令和7年度の当初予算には、6,871億2,985万4,000円を計上いたしまして、令和7年2月総会にて承認いただきました。

その後、○の1つ目になりますが、今回の決算に至るまで、予算の増額補正を承認いただ

いておりまして、補正の主な内容について参考までに記載をしております。

1 つ目に、定例の補正となりますが、前年令和 6 年度の決算が 5 月末で確定いたしましたので、各会計において繰越金約 1,200 万円の増額補正を行ったもの。こちらを令和 7 年 7 月開催の総会で承認をいただきました。また、本会と保険者で運用される基幹システムでございます国保総合システムについて、令和 5 年度にシステム更改がございました。その際、開発元の国保中央会に対して支払いました開発負担金に余剰が生じたことから、令和 7 年度に一部返還がなされております。令和 8 年 2 月の理事会において御承認をいただきまして、国保・後期の会計に合わせて 2,700 万円ほどの増額補正を行いました。

○の 2 つ目になりますが、予算補正の結果、予算現額が約 6,872 億円に對しまして、報告しましたとおり、最終の歳出決算額は約 6,181 億円、執行率は約 90%という決算となりました。

なお、○の最後になりますが、決算額 6,181 億のうち、約 99%にあたります 6,129 億円は、各支払勘定で経理します診療報酬や介護給付費等の受け払い額、保険者からの納付を受けまして、そのまま医療機関や介護事業所等へ支払う額となっております。

2 ページを御覧ください。2 の令和 7 年度各会計当期収支差額でございます。表 2 を御覧いただきますと、前のページでも示しました歳入歳出差引残額を C 欄に再掲をしております。その右 D 欄には、前年度、令和 6 年度からの繰越額を記載しております。C 欄、この今年度の歳入歳出差引残額は、D 欄の前年度からの繰越額を歳入として繰り入れた結果の差引となっておりますので、前年度からの繰り越し分を差し引きしました、純粋に当年度だけの収支、歳入歳出の差額を現したものが E 欄の当期収支差額ということになります。項番 2 の 1 診療報酬審査支払特別会計の業務勘定でマイナス 3,700 万、項番 5 の 1 介護保険特別会計の業務勘定でマイナス約 600 万円などとなっておりますが、トータル、令和 7 年度の本会全会計の当期収支差額は、表の一番下にありまして、C 欄、令和 7 年度の差引残額は 2 億 7,384 万 5,727 円ございましたが、前年度からの繰越額 3 億 880 万 6,994 円を歳入から除きますと単年度収支マイナス 3,496 万 1,267 円が令和 7 年度当期収支差額という結果になっております。

なお、表、上の四角枠に記載しておりますが、前年度はマイナス 760 万でございました。今年度マイナス要因等につきましては、後ほど御説明いたします。

続きまして、3 ページを御覧ください。3、令和 7 年度各支払勘定前年度比較でございます。こちらは、先ほど 99%とお伝えをしました、本会が行う診療報酬等の請求支払・受払いを経理します 10 の支払勘定のみを抜粋しまして、表の 3 に歳入、表の 4 に歳出の状況をそれぞれまとめております。資料の上、四角で囲んでおります、各支払勘定の歳入合計決算額は 6,129 億 6,486 万 4,455 円、歳出合計決算額は 6,129 億 4,319 万 6,999 円、前年度比は、約 82 億円増の 101.36%となりました。

資料の下、各支払勘定の主な状況として 4 点、記載をさせていただきました。

まず、○の 1 つ目でございますが、項番 1－1 国保の診療報酬につきましては、前年度を下回り、約 39 億円減少しております。国保被保険者数、レセプト件数が年々減少しており

ますので、想定できる範囲かと考えております。

次の○、2－1 後期高齢者医療の診療報酬は約 67 億円、項番 3－1 介護給付費は約 16 億円、こちらも当初の想定どおりとはなりますが、年度比で増加しております。

次の○ですが、項番 4 障害サービス給付費につきましては、前年度比 107.68%と他に比べて大きく、前年度より増加しております。ここ数年、毎年同程度の伸びを示しております、ここ 10 年間で約 2 倍の給付額となっております。

最後の○でございます、項番 1－4 抗体検査等費用に関する支払勘定になりますが、これまで、風しんの抗体検査にかかる請求支払事務を受託してまいりましたが、令和 6 年度で国公費としての事業終了となっております。以上が、支払勘定の特徴的なところとなっております。

続いて、4 ページを御覧願います。4 の令和 7 年度業務運営主要会計当期収支差額でございます。ここからは、今ほどの診療報酬等の受け払いである支払勘定に対しまして、全会計予算の残り 1%程度とはなりますが、保険者等からいただきます負担金、手数料を財源としたしまして、人件費・その他諸経費など、本会の業務運営を経理する実質予算、主要 7 会計の決算状況となっております。7 会計全体の当期収支差額は、マイナスで 3,859 万 5,589 円となりました。

各会計別の決算額を表の 5 に、更にその下にそれぞれ、特徴的な状況をまとめております。○の 2 つ目からになりますが、まず一般会計につきましては、育児休業を取得した職員、こちらは給与支給がなくなりますが、その人件費等が余剰となりましたことで、約 700 万円のプラス収支となりました。

○の 3 つ目、2 業務勘定の国保でございますが、こちらは先ほどの診療報酬同様、レセプト件数の減によりまして、大幅な歳入減となり、約 3,800 万円、会計全体で最も大きなマイナス収支となっております。

続いて○の 4 つ目になりますが、業務勘定の介護になります。こちらはレセプト件数こそわずかながら増加し、歳入も若干の増加傾向は続いてはおりますが、それを上回る歳出の増によりまして、前年度の繰越を 600 万円ほど食いつぶす収支となっております。

なお、国保及び介護の収支改善を図るため、各種審査支払手数料等について、来年、令和 9 年度以降、引き上げをさせていただくことについて、昨年度から主管課長の皆様へは御説明をさせていただいているところでございます。

次のページにお進みいただきまして、ここでは、今御説明いたしました主要 7 会計につきまして、左側 5 ページが歳入の概要、右側 6 ページが歳出の概要、それぞれ会計科目ごとに内訳・詳細を示した資料となっております。また、それぞれ表の下の四角枠には、前年度と比較しまして増減が大きいもの、金額が大きいもの、特徴的なものについて記載をしております。

まず 5 ページ、表下の歳入の状況でございますが、1、一般負担金、こちらは、保険者様から、平等割と被保険者数割で御負担を頂いておりますが、被保険者数が前年度比で 18,794 人、額にして約 700 万円の歳入減となっております。

更に補足をさせていただきますと、負担金算出に用います被保険者数は、前々年度、2年前の年間被保険者数の平均となりまして、その平均も事後報告等で動くことがあります。そのため、前年度1年前の10月時点での数値を使うと定めております。今回令和7年度の負担金は、令和6年10月時点での令和5年度の年間平均の被保険者数で算出されたということになります。

今後も更に被用者保険の適用拡大、後期高齢者への移行などから、いっそうの被保険者数の減少、負担金収入の減少が見込まれます。そのため、今年度から、一般負担金の単価を引き上げさせていただいておりまして、次年度からも段階的に引き上げをさせていただくこととしております。

次に2の手数料でございますが、前年度比で約7,500万円減となっております。内訳、主な要因は以下のとおり、繰り返しになりますが、国保のレセプト件数の減、前年度比約5%程度、31万件、金額にして約2,700万円、減少しております。こちら、記載はしておりませんが、国保審査支払手数料等が、想定を大きく上回る勢いで減少し続けておりまして、来年令和9年度から、段階的に単価の引き上げをお願いせざるを得ない状況でございます。昨年度から、状況を担当課長様へ御説明し、協議をいただいている状況でございます。今年の秋には改めて最終的な単価を示させていただく予定でございます。

また、○の2つ目になりますが、福島県後期高齢者医療広域連合におけるシステム更改にあたりまして、導入・移行業務を前年令和6年度引き受けまして、支援いたしました。令和7年度、その分の歳入がなくなったことによりまして、約5,000万円減となっております。

最後、6の他会計繰入金、他の特別会計から一般会計への繰り入れ、でございますが、前年度比で約4,800万円の増となっております。これは一般会計で人件費をみます、所属をする職員の増、一般会計でみる各業務の共通経費が増加したことによりまして、他会計から捻出してもらった額が増加、前年度に比べて大きくなったものでございます。

以上が、歳入の主な状況となります。

続いて6ページを御覧いただきまして、表の下、歳出の主な状況をまとめております。まず、2の人件費でございますが、人勤により、給与・手当・共済費、約2,300万円増。6の備品購入費は、庁内の業務用パソコン、保険者への配布パソコンの入れ替え、プリンタの更改を行うため、前年度比で約8,000万円の増加。

8積立金は、前年度比で24%、約5億6,000万円減となっておりまして。こちらは、純粋に積立額が減少したということではなく、税制改正により積立方法の変更前年令和6年度までは、財政調整基金、ICT積立資産とも、年度単位で積み直し、年度初めに全額を取り崩し、年度末に積み直すという方式としていたことによりまして、歳入・歳出が大きく見えていたものでございます。令和7年度からは、純粋に積み増す額が歳出として計上されております。

最後、11その他になりますが、令和7年度に空調設備、エアコンの入替工事その他本会館の各種修繕費用として、約4,500万円の歳出がございました。

ここまでが、各会計の歳入・歳出の状況でございます。

1枚おめくりをいただきまして、繰越金、積立金の状況を参考までにまとめております。こちらは後ほど御参照いただければと存じます。以上が令和7年度決算状況に係る御説明となります。

引き続きまして、9ページからが、令和7年度の財産目録でございます。会計年度事業期末日となります、令和8年3月31日時点におけます、本会のすべての資産、それから負債の状況を参考までにまとめたものとなっております。表左の科目名を御覧いただきたいと思いますのですが、まず、資産のうち、流動資産でございます。上から、現金預金、手持ち現金、銀行預金を合わせまして、約5億9,000万円、銀行預金は3月31日時点で各口座に残存する現金、4月以降の支払いに使用されるもの、各会計の予備費等となります。

続いて科目名が未収金、こちらは、2つ右隣の使用目的等にありまして、各種業務の手数料や委託料など、3月末までに保険者へ請求は済んでおりますが、3月末時点でまだ納入がされていないもの、総額約1億2,180万円、次の未収診療報酬等は同じく保険者へ請求済で、入金を待っている診療報酬など267億2,760万円、3月31日時点でまだ入金が確認できないものなどを本会の資産として計上しております。

続く10ページ、こちらには固定資産を計上しております。土地などの基本財産、そして先ほども御説明いたしました各種積立金などの特定資産、建物、付属設備、車両、公用車等のその他の固定資産をそれぞれ計上しております。一番下、資産の合計は、299億3,511万498円となっております。

おめくりいただきまして11ページが負債でございます。

流動負債は、同じく3月末日時点での業者等への未払い額、診療報酬等の未払い、職員給与に係る税金、健康保険料等の預かり金等になっております。その下、固定負債は職員退職金必要額、国保基金運営のためにお預かりしている国保基金預託金など固定負債として計上しております。

下から2行目が負債の合計となりまして、282億247万620円。その下、資産合計から負債合計を除きました正味財産合計が、17億3,263万9,878円となっております。

あくまで、3月末日時点での、未収金、未払金などの流動的な資産が含まれますので参考となりますが、本会の財産状況について、御報告をさせていただきました。以降の資料、決算書類、貸借対照表、収支計算書など決算状況のもと資料となります関係財務諸表を参考として添付させていただいております。

以上、議案第2号、令和7年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、御説明をさせていただきました。御認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

エ．議長が富樫監事に監査結果の報告を求めた。

オ．富樫監事より以下の内容で報告があった。

監事をしております、公認会計士の富樫でございます。監事を代表し、御報告いたします。監査証を御覧ください。令和7年度の事業執行状況、各会計決算状況及び財産状況について監査を行いました。結果、いずれも適正に執行していることが認められましたので、御報告いたします。

カ．議長が議案第 1 号及び議案第 2 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第 3 号 令和 8 年度一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）について

議案第 4 号 令和 8 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について

A 業務勘定

議案第 5 号 令和 8 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について

A 業務勘定（後期高齢）

議案第 6 号 令和 8 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について

A 業務勘定（介護）

議案第 7 号 令和 8 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について

A 業務勘定（障害者総合支援）

議案第 8 号 令和 7 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について

A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）

議案第 9 号 令和 8 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について

議案第 10 号 令和 8 年度職員退職金特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について

ア．議長が議案第 3 号から議案第 10 号まで一括して事務局に説明を求めた。

イ．事務局次長兼総務課長が議案第 3 号から第 10 号までについて次のとおり説明を行った。

それでは、令和 8 年度、各会計の補正予算につきまして、先ほどと同じく、それぞれの議案書は別にございますが、説明用にとりまとめました説明資料②で一括して御説明させていただきます。

議案第 3 号から第 10 号まで、8 つの会計の補正について、御承認を賜りたく存じます。表紙をおめくり願います。8 つの会計、説明してまいります。いずれも共通する理由による補正となっております。こちら 1 ページ議案第 3 号は、一般会計の補正内容となります。

まず、表の下、項番 2 補正理由に記載しておりますとおり、(1)、先ほど御認定を賜りました令和 7 年度の決算によりまして、繰越金が確定いたしまして、8 年度当初予算に対して、前年度からの繰越金歳入に増減が生じますため、補正をさせていただきます。(2)、2 つ目の共通する理由は、令和 8 年 4 月の人事異動によるものでございます。本会職員の人件費、給与・手当等につきましては、それぞれ従事する業務により各特別会計に所属をさせまして、当該職員の人件費を管理しておりますが、令和 8 年 4 月の人事異動に伴いまして、改めて異動後の配置、所属職員の人件費を計算し直しました結果で、各会計の予算を補正させていただくものでございます。最後、(3) で、上記 2 つの理由に伴う予備費の調整、増減となります。

一般会計歳入歳出補正額でございますが、1、補正内容の表の左、歳入、まず先に2段目となりますが、繰越金前年度決算確定に伴いまして8年度歳入繰越金を24万2千円増額いたします。1段目、他会計繰入金は、人事異動に伴いまして、一般会計に所属する職員の人件費、そして、一般会計で経理します共通経費について、他の会計から繰り入れる必要額が減少しましたことから618万7千円を減額いたします。

一方、歳出ですが、一般会計所属職員の人件費となります、給料、手当、共済費をそれぞれ減額いたします。最後に、歳入と歳出補正総額の差額分について、予備費を増額して調整いたします。一般会計全体で歳入・歳出それぞれ594万5千円の減額補正となります。

続きまして2ページをお開き願います。議案第4号令和8年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算、いわゆる国保関連の会計、業務勘定の補正となります。補正理由は、共通、同様でございます、補正額、左の歳入になりますが、前年度決算確定によりまして、繰越金539万3千円の減。右側歳出は、人件費再計算によりまして、給料、手当、共済費が総額約800万円の増。そして先ほどと逆になります、お伝えしましたとおり、一般会計での必要額が減りましたので、他会計、一般会計への繰り出し金が150万円ほど減。結果、歳入・歳出補正額を同額とするための調整で予備費を1,182万9,000円減といたします。

以降、3ページ、議案第5号、後期高齢業務にかかる会計、続く4ページ、議案第6号は介護保険、5ページ議案第7号が障害者業務、6ページは特定健診会計、7ページはレセプト点検会計、最後は職員退職金会計いずれも同様の理由による補正となりまして、個別の説明は割愛、省略をさせていただきたいと存じます。最後の退職金会計につきましてのみ、補足となりますが、通常、退職金の積立資産から取り崩します歳入と、退職金支給額、歳出は同額となりまして、繰越金が発生することはございませんが、今回は、2月に逝去されました前常務理事の退職金支給にあたりまして、相続関係の手続きが完了するのを待ってございましたが、支給まで至らず、やむを得ず次年度へ繰り越す、という決算になったものがございます。

以上、議案第3号から議案第10号までの令和8年度各会計歳入歳出補正予算について、御説明をさせていただきました。御承認賜りますようお願いいたします。

ウ。議長が議案第3号から第10号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第11号 令和8年度予防接種法関係業務等特別会計歳入歳出予算について

A 業務勘定（予防接種）

ア。議長が議案第11号について事務局に説明を求めた。

イ。事務局次長兼総務課長が議案第11号について次のとおり説明を行った。

議案第11号令和8年度予防接種法関係業務等特別会計歳入歳出予算につきまして、御説明させていただきます。

予算額の説明に入ります前に、新たに設けることになりました本会計でございますが、こちらは、まず、国におけます自治体業務のデジタル化、DX化推進の一環としまして、予防

接種法が改正をされまして、令和8年6月1日に施行されております。この法改正に伴いまして、市町村が実施する各種住民への予防接種にかかる医療機関との請求支払事務を本会が受託可能となりました。その予防接種関連業務を実施するにあたりまして、国通知に従い、他の会計と経理を区分するため、特別会計を設置することとなりまして、今年3月に開催いたしました書面による理事会で御承認をいただき、関連規則の制定まで済ませておりました。デジタル化による業務の開始、本会における請求支払事務の開始時期は市町村ごと異なりますが、令和9年度からの事務受託に向けた準備といたしまして、本年令和8年度にかかる経費を予算計上させていただくものでございます。

議案書、表紙をおめくりいただきまして、1ページを御覧ください。左に歳入、右に歳出となりますが、それぞれ460万3,000円という予算になっております。なお、歳入の3款、国庫支出金にありますとおり、準備にかかる経費は国庫補助となっております。先月6月の末に交付決定を受けまして、この度、このタイミングでの予算計上とさせていただきます。

次の3ページが歳出予算の明細となりますが、お伝えしましたとおり、準備経費といたしまして、関連システムに必要な改修、準備に携わる職員の人件費、各種、事前のテスト作業、必要に応じまして、市町村担当者向けの説明会の開催、また、市町村の運用開始、システム導入などの支援を含め、万全の準備、体制を整えさせていただくのに、必要な予算となっております。

以上、予防接種関連業務等特別会計歳入歳出予算につきまして、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ウ、議長が議案第11号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第12号 規則及び規程の一部改正について

ア、議長が議案第12号について事務局に説明を求めた。

イ、事務局次長兼総務課長が議案第12号について次のとおり説明を行った。

議案第12号規則及び規程の一部改正について、御説明申し上げます。こちらが議案書とは別に概要をまとめました説明資料③で御説明させていただきます。表紙をおめくりいただきまして、まず1つ目は本会の職員服務規則の一部改正となります。

初めに改正の理由でございますが、福島県の条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例が、令和8年4月、施行されております。こちらの改正に準じまして、本会の規則につきましても、同様の改正を行いたいというものでございます。

改正の内容は、新たに「子育て部分休暇」を新設するものでございます。職員の子育て支援を目的とした休暇となりますが、満6歳に達する日後の最初の4月1日から、満9歳に達する日以後の3月末までの子、小学校1年生から3年生までの学年にあたります。また、障害をお持ちである場合には18歳までのお子さんをお持ちの職員が対象となります。

更に新たな休暇は、第1号部分休暇と第2号部分休暇の2種類となっております。第1

号は、1日のうち2時間まで、第2号は、年間10日相当を限度として、いずれかを選択し、事前に申請することで、1日の勤務時間の一部、部分休暇を取得できるものでございます。部分休暇、取得時間分は無給、給与が減額となります。

最後、米印なお書き、にございますとおり、服務規則とは別に定めております、本会の育児休業等に関する規程におきまして、同様の部分休業を設けております。こちらが、小学校就学前までを対象期間としておりましたので、今回新たに制定する休暇は小学校に就学してから3年生まで、実質、取得期間を拡大する、というものでございます。御承認をいただければ、本日付けで施行させていただきます。

続きまして、2ページ目をお開き願います。もう1つ、本会の特定個人情報取扱規程の一部改正でございます。本規程は、番号法、個人情報保護法、各種、国のガイドラインに基づきまして、連合会が個人情報等を適正に取り扱うために必要な事項を定めた規程でございます。

改正の理由でございますが、先ほど議案第11号で御説明いたしましたとおり、改正予防接種法に基づきまして、本会で関連業務を受託するにあたり、新たに取り扱う情報が増えますことから、規程の改正が必要になるものでございます。

改正内容、にありますとおり、本会で取り扱う事務に、予防接種法に係る個人番号利用事務を追加いたします。施行日、でございますが、お伝えをしておりますとおり、令和9年度からの事務受託にあたり、今年度、様々な準備作業に入ります。御承認をいただければ、本日付けで施行させていただきます、準備に着手したいと存じます。

以上、議案第12号、規則及び規程の一部改正について、御説明させていただきました。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ウ、議長が議案第12号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第13号 国保総合システム等各種基幹システム運用業務委託企業選定に係る指名競争入札の実施について

ア、議長が議案第13号について事務局に説明を求めた。

イ、システム管理課長が議案第13号について次のとおり説明を行った。

システム管理課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第13号、国保総合システム等各種基幹システム運用業務委託企業選定に係る指名競争入札の実施について、説明申し上げます。

本議案では説明資料を付けておりますので、3ページをお開きください。資料が縦横混在となり申し訳ございませんが、こちらで説明させていただきます。

下の図を御覧いただきまして、真ん中の国保連合会のところですが、現在国保総合システムをはじめとした5システムの運用業務をまとめて、専門的な知識・技術を有する株式会社エフコムに委託しております。現在のシステム運用業務委託契約が本年度で満了となることから、令和9年度以降のシステム運用委託企業を選定するため、指名競争入札を実施するも

のとなります。

4 ページを御覧ください。4 ページではシステム運用を委託する各種システムの概要について説明いたします。ポイントとなる部分に下線を引いております。

①の国保総合システムについては、レセプトの受付・審査・費用算定・請求支払などの連合会業務、資格情報・給付内容の確認、高額療養費計算をはじめとした保険者業務などを行うための基幹システムとなります。

②の後期高齢者医療請求支払システムは、後期高齢者に係るレセプトの資格審査・費用算定などの請求支払業務を行うためのシステムとなります。

③の国保データベースシステムは、医療・健診・介護の給付情報を集約・管理し、データ分析や統計情報等を提供するシステムとなります。

④の特定健診等データ管理システムは、特定健診・特定保健指導の結果データの管理、受診券の作成や法定報告を行うためのシステムとなります。

⑤の国保情報集約システムは、県内市町村の被保険者の資格情報を管理し、世帯の継続性や高額療養費該当回数などの引継ぎ状況を管理するためのシステムとなります。

5 ページを御覧ください。こちらは、本入札における契約期間や指名企業に対して求める内容・方針となります。

(1) の安全性の確保と安定運用の実現について、各種システムは、レセプトデータ及び被保険者資格情報などの機微な個人情報を取り扱う、本会並びに保険者における各種国保業務の基幹システムであることに鑑み、高度なセキュリティ環境を確保するとともに、適切かつ安定的なシステム運用を可能とする企業を選定します。②として、継続的な安定運用を目的に令和9年度から令和11年度までの3年間の複数年契約を締結します。

③は指名企業に対しては、システム運用の効率的な提案は当然として、委託企業が変わった場合の引継ぎの対応方法、新たな審査支払システムの導入や自治体の事務負担軽減に向けた国保連合会の役割強化など、今後の連合会を取り巻く環境の変化を踏まえた課題に対しての提案も求めています。

(2) のシステム運用委託費用の低減については、各種システムの運用を一括して委託すること、複数年契約による継続的な業務改善に基づく効率化・省力化されたシステム運用の提案、②のこれまでのシステム運用業務の受託実績や専門企業のノウハウを活かした提案を求めます。

また、③で本業務を落札した企業に対しては、業務開始後も業務改善及びコスト削減の検討、具体的かつ効果を明示した業務改善提案書の提出を求めています。

6 ページを御覧ください。3の委託企業の選定方法は、指名競争入札総合評価落札方式で行います。総合評価の方法として、効率的かつ安定運用の実現のために技術的提案を重視し、提案書とプレゼンテーションによる技術評価を7、見積書による価格評価を3の割合で評価します。

また、技術評価は、本会職員ほか、保険者代表として2名、外部有識者として1名の評価委員を選出し、公平・公正な評価を行います。

4の指名企業は、現在のシステム運用委託企業及び他県国保連合会においてシステム運用実績のある次の3社とします。現在のシステム運用委託企業として株式会社エフコム、他県国保連合会においてシステム運用実績のある企業としてT I S I 株式会社及び日立製作所となります。

7 ページを御覧ください。本入札における設計価格は、ITコンサルティング業務を委託

する「常磐システムエンジニアリング株式会社」の助言を受け実施した情報提供依頼にて現行委託電算会社（株式会社エフコム）から提出のあった現行運用実績に基づく令和 9 年度から令和 11 年度までの概算見積額となります。5 システムの合計金額を設計価格としております。

8 ページを御覧ください。今後の予定としましては、本日承認いただければ、指名企業への通知を令和 8 年 7 月下旬、開札を 9 月 28 日、提案書のプレゼンテーションを 10 月 8 日に予定しております。

また、その後の予定として、入札により運用委託企業が変更となった場合の引継ぎ期間を考慮すると、10 月下旬に入札結果の報告と契約締結の承認の書面表決理事会を行わせていただき、11 月中旬には落札企業と契約締結をしたいと考えております。

なお、クリアファイルに入っているものが指名企業に対して求める提案の作成要綱となっておりまして、効率的なシステム運用の提案、経費削減に向けた提案、引継ぎの提案、保険者支援の提案などを求める内容となっております。

この作成要綱については、申し訳ございませんが、本日回収させていただきます。

以上、議案第 13 号「国保総合システム等各種基幹システム運用業務委託企業選定に係る指名競争入札の実施について」でございます。御承認賜りますようお願い申し上げます。

ウ．議長が議案第 13 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 14 号 介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システム運用業務委託企業選定に係る指名競争入札の実施について

ア．議長が議案第 14 号について事務局に説明を求めた。

イ．介護福祉課長が議案第 14 号について次のとおり説明を行った。

介護福祉課長でございます。よろしくお願いいたします。私から、議案第 14 号について御説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

本議案についても説明資料を準備しております。議案書 3 ページをお開きください。

なお、本議案は議案第 13 号と同じ入札関連議案でございまして、内容が重複する部分が多くございます。簡潔に御説明を申し上げます。

1 の指名競争入札の実施でございますが、本会が契約する介護保険及び障害者総合支援関係システムの運用契約が令和 9 年 4 月末で満了となることから、令和 9 年 5 月以降のシステム運用委託企業を選定するため、指名競争入札を実施することといたします。ページ下に、介護保険、障害者総合支援、それぞれのシステムについて記載がございます。説明は省略いたしますが、いずれのシステムも全国の国保連合会、都道府県、市町村にとりまして必要不可欠なものとなっております。

4 ページをお開きください。4 ページには、参考としましてシステムの概要図を記載してございます。

5 ページを御覧ください。2 の調達方針でございますが、議案第 13 号と同じく、方針は大きく 2 つ、(1) の「安全性の確保と安定運用の実現」、(2) の「システム運用委託費用の低減」でございます。

詳細も概ね同様でございますが、1点、(1)の③を御覧ください。介護障害独自の状況といたしまして、運用委託企業の変更に伴う引継ぎ・移行の対応に加え、クラウド最適化の進展や介護情報基盤の運用開始等、今後の環境変化を踏まえた課題に対し的確に対応するための具体的かつ実効性のある提案を指名企業に対し求めてまいります。

6ページをお開きください。3の委託企業の選定方法は議案第13号と同様でございます。

次に4の指名企業でございますが、現在の運用委託企業及び他の国保連合会において実績のある次の3社とします。株式会社エフコム、現在の運用委託企業でございます。次に株式会社HBA。北海道国保連合会運用委託企業でございます。最後に株式会社日立システムズ東北支社、秋田県国保連合会運用委託企業でございます。

7ページを御覧ください。5の設計価格は、ITコンサルの常磐システムエンジニアリングの助言を受け実施した情報提供依頼、RFIにて指名企業3社から提出のあった概算見積額3年間総額の平均でございます。なお、設計価格は非公開とさせていただきます。

6の今後の予定ですが、表に記載のとおり、議案第13号とほぼ同様のスケジュールで予定しております。表の7、運用開始は令和9年5月1日で予定しております。

最後に、本調達の提案書作成要綱についてもお手元のクリアファイルに入れてございます。

内容の御説明は省略させていただきますが、こちらについても、指名企業への通知前であるため、本日回収させていただきます。

以上、議案第14号について御説明いたしました。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ。議長が議案第14号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第15号 通常総会の開催について

ア。議長が議案第15号について事務局に説明を求めた。

イ。参与兼事務局長が議案第15号について次のとおり説明を行った。

議案第15号「総会の開催について」御説明申し上げます。議案第15号を御覧ください。

開催日時につきましては、令和8年7月30日木曜日、午後1時30分から、場所は「ウィル福島アクティおろしまち コンベンションホールB室」でございます。開催要領に記載の議事内容にて開催したいものでございます。

以上、議案第15号「総会の開催について」御説明いたしました。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ウ。議長が議案第14号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

[その他]

ア。議長がその他の事項について事務局に説明を求めた。

イ。参与兼事務局長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

前回の、本年2月10日に開催いたしました本理事会におきまして、田村市長白石理事からご発言をいただきました件でございます。本理事会へのオンラインによる参加を検討していただけないか、出席者も増えるのではないかというご意見を頂戴いたしました。議長である三保会長からも「時代の潮流でもあり、規則等の改正も含め検討してみましよう」ということで、その場は審議、議事を終えております。

本日改めまして、理事会の在り方について、事務局の考えをお伝えさせていただきますので、皆様から御意見を頂戴できればと存じます。まず、理事会についての本会規約・規則等におきましては、開催方法等までは明文化しておらず、参集でなければならないと規制するものではございません。また、そもそもオンライン参加を想定した規定ではございませんが、オンラインによる開催は認められないと解釈できる規定ともなっておりません。規約上は、いずれの方法でも開催可能であると考えられます。

しかしながら、本会の事業運営にあたり、重要な意思決定・執行機関となる本理事会の開催・運営にあたりましては、通信環境によっては音声や映像の乱れ、正確に御説明が伝わらないなど円滑な進行に支障をきたす恐れがあること、また、表情や空気感、温度感などが伝わりにくく、形骸化につながる懸念もございます。そして何より、お目にかかることさえない首長である理事の皆様と直接対面でお話できる、御意見を伺える、本会職員にとりまして大変貴重な機会でございます。

また、以前より皆様の「みんなの顔を、連合会の顔を見に来ないかね」などとおっしゃっていただいたり、理事の皆様には、お時間のない中、様々なお声をかけていただき、職員の励みにもなっているところでございます。定例的な担当者向けの説明会などについては、オンライン会議を活用しているところではございますが、理事会や総会など本会の運営にあたり、重要な基幹会議の開催につきましては、コロナのような感染拡大の防止、また、大規模自然災害発生時などのやむを得ない場合を除きまして、これまでと同様に参集による開催とさせていただきたくお願い申し上げます。なお、今後も開催日などを早めに決定し、事前にお知らせいたしますので、公務お忙しいところ、また遠方よりの御参加、誠に恐縮に存じますが、何卒御理解と御協力をいただき、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。私からは以上でございます。

ウ．議長がその他の事項について、質問、意見等がないか発言を求めた。

エ．江田理事（浅川町長）から次のとおり発言があった。

時代は確かにオンライン会議だと思っておりますが、今事務局長が言ったとおりですね、私も参集のほうがよろしいと思います。というのもですね、この雰囲気、そしてまた、職員と顔を合わせるということは大事だと思っておりますので、私も参集のほうをよろしく願いします。

オ．添田副会長（天栄村長）から次のとおり発言があった。

私も同じ意見です。

カ．その他発言はなく、議長が事務局説明のとおりに了承願いたいと述べた。

キ．事務局次長兼総務課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

その他といたしまして、更にあと2点ございまして、そのうち1点目、今後の理事会の開催予定について、改めての御案内でございます。

先ほど、議案第13号及び14号で御承認をいただきまして、各システム運用業務委託に係る指名競争入札を実施いたします。それぞれ、御説明しましたとおり、来年、令和9年度からの業務委託に向けた業者選定となりますが、入札結果によりましては、業者間の引継ぎ等、準備期間が必要となりますことから、落札業者との契約を11月に締結したいと考えております。従いまして、10月には理事会を開催し、入札結果を御報告させていただき、併せて、落札業者との委託契約の締結について、御承認をいただく必要がございます。本案件のみとなる理事会でございますので、たいへん恐縮に存じますが、書面表決による開催とさせていただきますと存じます。

現時点で10月の下旬を予定しております、書面開催での理事会について、御承知おきいただきますよう、御案内を申し上げます。よろしく願いいたします。

私から以上でございます。続いて、最後3点目は保険者支援課長から御説明させていただきます。

ク．保険者支援課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

保険者支援課長でございます。私からは来週7月24日に開催が迫ってまいりました国保トップセミナーについて御案内申し上げます。

資料の最後に入れておりますチラシを御覧ください。セミナーでは、厚生労働省国民健康保険課の唐木課長をお迎えし、国民健康保険制度を取り巻く最新の動向について基調講演をお願いしております。

また、特別講演を、新潟県見附市吉原副市長及び一般社団法人日本刑事技術協会代表理事森先生をお願いしております。見附市は、スマートウェルネス政策を、全国に先駆けて導入し、地方創生や先進的まちづくりの全国トップレベルの成功モデルとして、高く評価されております。森先生には、警察官としての御経験をもとに、近年福島県内でも発生している特殊詐欺等の見抜き方、対応について御講演いただきます。

いずれも、地域の住民の健康、そして生活を守るために参考となる御講演内容となっております。皆さまの御参加を心よりお待ち申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。私からは以上となります。

ケ．議長がその他の事項について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言はなかったため、審議を終了した。

(4) 閉会（午後2時52分）

司会が理事会の閉会を宣した。

令和8年7月16日（木）で福島市太田町13-53 ホテル福島グリーンパレスで開催された福島県国民健康保険団体連合会理事会の顛末は上記のとおり相違ない。

令和8年8月18日

議事録署名人

宮田 秀利 印

本田 伸雄 印